

平成 13 年 1 月 26 日 制定 (国空機第 4 号)
平成 17 年 3 月 30 日 改定 (国空機第 1128 号)
平成 18 年 9 月 28 日 改定 (国空機第 710 号)
平成 21 年 4 月 1 日 改訂 (国空機第 1229 号)
平成 23 年 6 月 30 日 一部改正 (国空機第 282 号)
令和元年 12 月 13 日 一部改正 (国空機第 1118 号)
令和 2 年 6 月 17 日 一部改正 (国空機第 285 号)

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名:航空機故障報告制度について

国土交通省航空局安全部航空機安全課では昭和 33 年より標記制度を設け、航空機の使用人及び航空機関連の製造/修理業者等に航空機故障の報告を要請しているところであるが、安全対策の一助として活用するため、引き続きご協力いただきたい。なお、本サーキュラーの発行により、TCL-105B-4-91 (平成 3 年 3 月 11 日付け) を廃止する。

1. 目的

本サーキュラーは、航空機、発動機、プロペラ、装備品、部品、救急用具等の故障の早期発見、予防及びこれらに対する検査又は整備の技術の向上を計るためのものである。従って報告された内容はこれらの目的以外には使用されない。

2. 報告者

次のものに対して航空機、発動機、プロペラ、装備品、部品、救急用具等の故障の報告を要請する。ただし、航空法第 111 条の 4 及び航空法施行規則第 221 条の 2 に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の報告」又はサーキュラー No. 6-001「航空機に係る不具合の報告・通報について」によって報告を行った場合は本サーキュラーによる報告は不要である。また、サーキュラー No. 1-028「航空法第 13 条の 4 に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について」の適用を受ける本邦型式証明保有者、追加型式設計承認、修理改造設計承認及び型式/仕様承認の保有者であって、同サーキュラーの規定に基づき報告を行うことを認められている場合は、下記 (5) 項の適用に関わらず、

本サーキュラーによる報告は不要である。

- (1) 本邦航空運送事業者又はこれに所属し整備に従事する者
- (2) 航空機使用事業者又はこれに所属し整備に従事する者
- (3) 自家用航空機の使用者又は整備に従事する者
- (4) 航空機、発動機、プロペラ、装備品、部品、救急用具等の修理業者又はこれに所属する者
- (5) 航空機、発動機、プロペラ、装備品、部品、救急用具等の製造者又はこれに所属する者
- (6) 航空機検査官及び整備審査官
- (7) 耐空検査員

(注) 最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機及び 3,175kg を超える回転翼航空機に係る不具合については、サーキュラーNo.6-001「航空機に係る不具合の報告・通報について」に従って航空局及び航空機製造者に報告・通報することが求められている。

3. 報告基準

原則として次の場合に報告することとする。ただし、これら以外の場合であっても、故障の早期発見、予防、検査又は整備の技術向上に役立つと思われる事項がある場合には報告すること。

- (1) 系統又は装備品の破損、機能不良又は欠陥によって火災が発生した場合
- (2) 発動機、機体、装備品又は構成部品に損傷を与えるような発動機排気系統の破損、機能不良又は欠陥
- (3) 乗組員室又は客室に有毒ガス又は有害ガスが蓄積したり又は循環した場合
- (4) プロペラ制御系統の破損、機能不良又は欠陥
- (5) プロペラ又は回転翼のハブ又はブレードの構造破損
- (6) 発火源が通常存在するとみなされる区域において、可燃性流体の漏れがあった場合
- (7) 運用中に構造破損又は材質欠陥によって生じたブレーキ系統の破損
- (8) 自己発生的原因によって生じた航空機主要構造部材の重要な欠陥又は破損(疲労、強度不足及び腐食等)
- (9) 構造又は系統の破損、機能不良又は欠陥によって、異常な振動又はバフティングが生じた場合
- (10) 発動機の破損
- (11) 航空機の正常な操縦を害したり、飛行性を損なうような、構造又は操縦系統の破損、機能不良又は欠陥
- (12) 航空機運用中において電力系統の2 つ以上、又は油圧系統の2 つ以上が完全

に不作動となった場合

(13) 航空機運用中において姿勢指示器の2 つ以上、速度計の2 つ以上、又は高度計の2 つ以上が破損したり、又は機能不良を起こした場合

(14) 機体部品の一部脱落

4. 報告要領

4-1. 報告用紙

指定の様式(TCF-23-33C-2)とする。この用紙は4-3 項の a.~h.のいずれかに申し出るか、又は航空安全情報管理・提供システム (<https://www.asims.mlit.go.jp>) に接続すれば入手できる。

4-2. 報告用紙記載上の注意事項

報告用紙の記載に当たっては、次の事項に注意すること。

- (1) 「4 発動機」及び「5 プロペラ」の欄は故障に関係した場合に記載する。
- (2) 「6 故障を生じた装備品」の欄は、機体の部位や系統が明らかとなるように故障部品が組み込まれた装備品又は親部品について記載する。ただし、故障した部品名により故障箇所を明確に特定できる場合には記載する必要はない。
- (3) 「14 故障概要」及び「15 故障原因とその対策」の欄はできる限り簡潔明瞭に記載する。書ききれない場合には裏面を利用すること。なお、適当な用紙を使用し、添付してもよい。
- (4) 故障原因が不明であり、当該故障部品の修理を製造者、又は修理業者に依頼する場合には「15 故障原因とその対策」の欄に“調査中“ と記入する。なお、故障原因が判明次第、改めて報告すること。この報告を製造者、又は修理業者に依頼してもよいが、この場合には当局宛提出した TCF-23-33C-1 の写し1 部を修理部品に添付すること。
- (5) 製造者又は修理業者が修理、オーバーホール等の際に独自に発見した故障であって、当該部品が装備されていた航空機、発動機又はプロペラを特定できない場合には「1 登録記号」から「4 プロペラ」の欄は記載しなくてもよい。

4-3. 提出先

航空局へ報告する場合、下記の a.から h.に郵送又は a.に電子メールで送付すること。下記の a.から h.のいずれかに持参してもよい。郵送の場合は封筒の表面に“故障報告在中“ と記入すること。なお、滑空機に関する報告の送付先は下記の a.とする。

a. 国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機検査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL 03-5253-8735

E-mail : hqt-ad_jcab@gxb.mlit.go.jp

b.東京航空局保安部先任航空機検査官

〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2 合同庁舎

TEL 03-5275-9325

c.大阪航空局保安部先任航空機検査官

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第二号館別館

TEL 06-6949-6235

d.東京航空局大田区駐在航空機検査長

〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1

TEL 03-5757-1547

e.東京航空局成田市駐在航空機検査長

〒282-8602 千葉県成田市古込字込前 133 成田空港事務所内

TEL 0476-30-2177

f.東京航空局名取市駐在航空機検査長

〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原

TEL 022-383-1381

g.大阪航空局豊山町駐在航空機検査長

〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町豊場 県営名古屋飛行場管理庁舎内

TEL 0568-29-1986

h.大阪航空局八尾市駐在航空機検査長

〒581-0043 大阪府八尾市空港 2 の 12 八尾空港事務所内

TEL 072-992-7983

4.4. 提出時期

3 項の報告基準に該当する故障を発見した場合には、できる限り早い時期に提出すること。

5. 故障報告の閲覧

航空局が受領した故障報告は内容を吟味して選択し、個人の特定に繋がるような情報（航空機登録番号、所轄の航空機検査官室、所属、報告者氏名）等をマスク処理し

た上で、航空安全情報管理・提供システム (<https://www.asims.mlit.go.jp>) に随時掲載される。

同システムでは、故障報告を型式別又は日付順の一覧から参照可能であり、また、系統や状況により検索し、検索結果を該当件数とともに表示することができる。なお、各故障報告データの備考には、次のような事項についても必要に応じて記載される。

- a. 関連耐空性改善通報発行状況
 - b. 関連技術通報発行状況
 - c. 外国政府への通報又は対策要請状況
 - d. 故障以外の整備上教訓となるような事項
 - e. 事故についての情報（事故状況、調査結果等）
 - f. 双発機以上の多発機において ATA 方式によるシステムの分類
- ただし故障報告の内、航空機登録記号、所轄の航空機検査官室、所属、報告者氏名は原則として掲載されない。

附則

1. 本サーキュラーは、平成 13 年 1 月 26 日から適用する。

附則（平成 17 年 3 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 18 年 9 月 28 日）

1. 本サーキュラーは、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附則（平成 21 年 4 月 1 日）

1. 本サーキュラーは、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則（令和元年 12 月 13 日）

1. 本サーキュラーは、令和元年 12 月 13 日から適用する。

附則（令和 2 年 6 月 17 日）

1. 本サーキュラーは、令和 2 年 6 月 18 日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機検査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8735

FAX 03-5253-1661